

社会主義国際決済とルール

(社会主義貿易論ノート)

鈴木重靖

目次

はしがき

- I 社会主義国間の決済の形態
- II 社会主義国間の信用関係
- III 資本主義国との決済・信用関係
- IV 後進国との決済・信用関係
- V 国際収支・国済貸借・為替計画
- VI 社会主義社会における金の役割
- VII ルールと為替相場

は し が き

ソ連邦その他の社会主義国の国際決済の内容なり方法なりについては、わが国でも、最近これらの国との貿易その他の経済交流の発展につれて、漸く知られるようになってきており、かつてのように、よく事情がわからないという理由で、これらの国との貿易の発展が妨げられるというようなことは、大部少くなってきたようである。しかしながら、なお、対資本主義国の国際決済にかんする知識からくらべればかなり劣っており、特に社会主義国際決済の問題を総合的にみるということについてはこれまであまり試みられなかったようである。更に社会主義国における為替相場なり金の役割については、わが国では勿論のこと、当のソ連邦の経済学者ですら明確に把握しておらず、むしろしばしば誤って理解しており、このことが、ソ連邦の為替政策その他の対外金融政策に悪い影響をおよぼしているときえ思えるのである。

本稿は、まだノートの論文の域を脱せず、全面的・系統的に表題の問題を解明したものではないが、しかし、少なくとも、以上のべた欠陥を少しでも克服するという方向で書かれたものである。

I 社会主義国間の決済の形態

社会主義国同志の間の決済は、それぞれの国の外国貿易機関（貿易公団その他）や旅行者等とそれぞれの国の（中央）銀行との間で行われる決済と、国家間（中央銀行間）で行われる決済と、2つに分けて考えることが便利である。勿論、両者の間には密接な関係があることはいうまでもないことだが。

(1) 外国貿易機関、旅行者等と銀行との決済関係

この決済も、(a)外国貿易機関が行う外国貿易およびこれと関連する運輸、保険にかんする決済、(d)外国貿易機関その他の機関の公用出張、観光旅行、外交代表部維持費、見本市その他催し物の開催、代表団の派遣、受入、その他の支出にともなう決済、(c)クレジットや借款にかんする決済において考えることが出来る。

(a) 外国貿易機関の貿易その他サービスにかんする決済

この決済方式には、現金取立 **инкассо** 方式と信用状 **аккредитив** 方式とがある。現金取立方式にはまた即時払および事後引受現金取立 **инкассо с немедленной оплатой и с последующим акцептом** 方式と、事前引受現金取立 **инкассо с предварительным акцептом** 方式とがある。

即時払（および事後引受）現金取引方式は、現在、社会主義諸国の外国貿易機関の決済方式のうちで最も主要なもので、1955年から採用されている。内容的には、資本主義諸国で利用されている輸出者によって振出され、銀行によって買取られる、いわゆる荷為替手形による決済方式と類似するものである。すなわち具体的には次のようである。

輸出国の銀行は輸出者から支払請求書および積出書類をうけると、直ちに、支払請求書に指示されている額を輸出者に支払い（輸出者の勘定に収入金として記入する）、輸入国の清算勘定から、同額を支出金として記入する。それと同時に、輸出国の銀行は、輸入国の銀行に、これら支払請求書および積出書類を送り、支払の行われたことを通知する。輸入国の銀行はこれら書類が到着すると、これを輸入者に手渡し、直ちに輸入者の勘定からその額を支出金として落とし、また輸出国の銀行の清算勘定に同額を貸記する。この場合もし輸入者の勘定に必要な資金がないならば、銀行は彼に貸付を行う。

輸出者は、彼が銀行に提示した支払請求書その他の書類が、完全に契約に条件づけられた内容と額とに一致していることに対して責任を負う。また輸出国

の銀行は、提出された支払請求書その他の書類の正確性を点検する。もしも輸出者が、商品を輸入者に送り、それが注文内容と違っていたり、あるいは契約が無効になった後に荷送りしたり、あるいは、輸入者によって代金が既に支払済であったり、また輸出者の勘定に計算上の誤りがあることが明らかになったような場合には、輸入者は支払済の金額の1部あるいは全部の払戻しを要求する権利をもっている。

もし支払済の額の払戻し請求が上述の条件の1つにかなっているならば、輸入国の銀行は直ちに輸入者の勘定からおとされた額を回復し、同時に、輸出国の銀行の清算勘定に借記し、輸出国の銀行にこの旨通知する（その際輸入者の報告書の写しが送付される）

もっとも、輸出者が輸入者の支払拒否の根拠のないことを訴え、それが明らかになれば、輸入者は、その額を支払はねばならないことは勿論である。この場合、輸入者が支払拒否をした日から数えて1日遅延する毎に、返済額の0.1%の範囲内で輸入者は罰金を払はなければならない。但し、返済額の5%をこえないこととなっている。

かくして、この支払方式は、輸出者には、商品輸出と同時に即時に支払をうけることを保証し、また輸入者には、契約違反があったような場合には払戻しをうける権利があたえられる——もっとも、社会主義国の外国貿易機関の実際の活動においては、契約違反等のこの種の不都合な事態が生じることは殆どないようである①。——という利便があり、この利便から現在もっとも普通に利用されているものである。

事前引受現金取立方式は、またの名を決済現金取立方式 *инкассовая форма расчетов* といい、主として技術援助と関係した決済に適用されているものであるが、社会主義国間の国際決済では、たいしたウエイトを占めていない。この決済方式の特徴は、即時払現金取立方式においては輸出者に対する支払が先ず輸出地の銀行によって行われるのに対して、この方式においては、輸入地の銀行によって先に支払が行われるということである。具体的には次の通りである。輸出者は自国の銀行に自己の輸出した商品に対する支払請求書類を提示する。銀行はこれを受理すると、輸入国の銀行に送付する。輸入国の銀行は、輸入者が支払請求書類に対する支払を引受けた後に、あらかじめ約束された期限内に、清算勘定の中に受取額を記入し、その旨、輸出国の銀行に通知する。輸出国の銀行は、この通知にもとづいて清算勘定の中に必要な記入を行い、契約

できめられた額を輸出者に支払う。(期限内に支払を行わない場合には輸入者は期限超過毎に、支払請求額の 0.1% の範囲内で罰金を払う義務がある)

みられる通り、この事前引受現金取立方式による決済は、輸出者が自己の勘定に輸出した商品に対する金額をうけとる時期が、遅くなるということに、1 つの欠陥があり、これが、現在、社会主義国家間の国際決済であまり利用されない理由のようである。

次に決済の信用状形式は、社会主義諸国の外国貿易機関の間で 1955 年まで適用された。しかし現在では事実上適用されていないようである②。

(b) 旅行その他の支出にかんする決済

1955 年までは、ソ連邦から他の社会主義国へ出張あるいは旅行する場合に、ソ連邦の国民が支出する資金、あるいは、他の社会主義諸国からソ連邦に来る社会主義諸国民が支出する資金は、通知書付銀行小切手 **авизованный банковый чек** ——ゴスバンクの依頼によってヴネシュトルグ銀行および社会主義諸国の銀行によって交付される——によって行われるか、あるいは銀行送金によって行われた。しかし 1955 年以後、ソ連邦ゴスバンクのルーブル表示旅行小切手が採用されるようになった。

これらの小切手は、他の社会主義国からソ連邦へくる人々に対してはソヴェト通貨を得られるようにしている。旅行小切手は、5、10、25、50 および 100 ルーブルの額で発行される。これらの小切手は、社会主義諸国の銀行によって、これらの国の通貨と交換に(現行為替相場で換算して)社会主義諸国民に対してあたえられ、そしてソ連邦内で、ゴスバンク、ヴネシュトルグバンクの諸機関およびその他の全権を賦与された機関によって支払はれる。

反対に他の社会主義国に出張あるいは旅行するものに対しては、ソ連邦において社会主義諸国の銀行の旅行小切手があたえられる。それにかんする業務は、ヴネシュトルグバンクとモスコウの旅館および空港に配置されているヴネシュトルグバンクの交換所のほかにゴスバンクの 180 以上の局がこれに当たっている。

旅行小切手に対しては本人の署名鑑が必要となっており、小切手の支払に際しては、署名鑑の署名を照合することによって本人であることを確かめることにしている。

ゴスバンクおよび人民民主主義諸国の中央銀行の旅行小切手には、支払に対する制限期間をもっており、普通 6 ヶ月である。(但し東ドイツの中央銀行

の小切手は12ヶ月である)。

旅行小切手の支払とむすびつく決済は、貿易外支払のために開設される特別勘定によって行われる。

(c) クレジットおよび借款にかんする決済

この決済は特別のクレジット勘定で行われる。またこれを処理するのはソ連邦のヴェネシュトルグバンクと借務国の中央銀行である。

(2) 国家間で行われる決済

(a) 最近まで社会主義国家間の決済は双務的清算協定による決済が基本的なものであった。双務的清算の基盤となるものは、社会主義国同志の貿易が、相互の商品供給のバランスを前提とする双務貿易であるということである。つまり、この協定においては一定期間(年)中に、相互の決済をバランスさせることが予定されているのである。

双務清算の内容は次のようなものである。ソ連邦においてはヴェネシュトルグバンク——1961年1月1日より、それ以前ゴスバンクが行っていた外国貿易取引の国際決済と国際金融その他の為替業務は、ヴェネシュトルグバンクにうつされた——に、他の社会主義国においては、これらの国の中央銀行に、協定された輸出入商品の決済のための、無利子の清算勘定が開設される。もし、この清算勘定にある時期においてアンバランスが生じたとしても、一方の側の負債の許容される範囲——クレジット・リミット——が決められている。(もっとも、年の終りまでにはこの負債は消却されるということが条件づけられている)。しかしながら、きめられたクレジット・リミットをこえる債務の形成を防止せんがために、あらかじめ協定において、普通、きめられた大いさをこえる清算勘定における差引残高に対しては2%以内の利子を加えられることになっている。この場合、季節的要素等は考慮される。

年の終りにおいても差引残高がある場合には、初期においては、金または自由交換通貨でそれを決済することになっていたが、後には、当事国同志の同意によって、次のような方式でこれを処理することになった。すなわち両国が同意した商品を生供給すること、両国の中央銀行と両国と支払協定をむすんでいる第三国中央銀行との同意による第三国中央銀行の清算勘定への振り替え、および両国の同意による次年度の清算勘定への繰越し、という3つの方法である。

双務清算によるところの決済には次のような欠陥がある。つまり、事実において生じるところの清算勘定におけるアンバランスにもとづく一国の相手国に

に対する負債の蓄積、また、一国の商品の供給量をして、相手国の対応供給量へ制限することなどである。

このことから双務決済から多角決済への移行要求が社会主義国の間で生じた。

(b) 多角決済方式の最初の協定は、1957年6月、コメコンの第8回総会においてアルバニア、ブルガリア、ハンガリー、東ドイツ、ポーランド、ア、ポーランド、ルーマニア、ソ連邦およびチェコスロバキアの間で結ばれた多角清算協定である。この協定は、しかしながら事実上は、双務清算の補足的なものにすぎなかった。というのは第1に、この多角清算協定は、双務清算協定を基礎とし、双務清算協定のアンバランス部分に限られていること。第2に、多角決済の対象を特定商品に限っていること。第3に、双務清算から多角清算への振替えは自動的なものでなく、追加的協定を必要とする、からである。したがってまた、この協定にもとづく多角決済はなお限られたものであった。

多角決済制度が単に双務清算の補足的なものとしてではなく、それ自身独立した制度として発足するようになったのは1963年10月22日、ブルガリア、ハンガリー、東ドイツ、モンゴル、ポーランド、ルーマニア、ソ連邦、チェコスロバキアの間で調印された「振替ルールによる多角決済および国際協力銀行にかんする協定」からである。

この協定にもとづいて1964年1月1日から振替ルールによる多角決済制度が実施された。その内容は大容次の通りである。

多角決済に利用される振替ルールの金含有量は純金0.987412グラムである。

それぞれの協定参加国は、歴年中に、協定国全体との間の収支の均衡化をはからなければならない。しかし2国間収支の均衡をはかる必要はない。

収支の均衡が、季節的事情、生産周期その他の事情等止むを得ない事情で維持出来ないような場合には国際経済協力銀行（コメコン銀行）は相当するクレジットを与える。但し、決済規則に違反する場合は、罰則が適用される。

協定参加国は、それぞれ自己の資金を振替ルール勘定にもっており、他の協定国との間の決済にこれらを自由に利用する権利をもっている。決済は、主として即時払現金取立（事後引受現金取立）方式で行われるが、しかし、協定に応じて、事前引受現金取立、信用状、銀行送金その他が利用される。具体

的には通常次のようにして決済は行われる。輸出国の銀行は、すべての支払請求書と商品積出書類を直接に輸入国の銀行に送る。輸出国の銀行は、送付した支払請求書類の総額にもとづいて、コメコン銀行に、総括支払請求書を電信で提出する。コメコン銀行は、輸入国銀行の一般委任状にもとづいて、コメコン銀行の輸入国銀行勘定から同額を引落とし、反対に輸出国銀行勘定に繰入れる。このような輸出入国からコメコン銀行への入出金の通知は毎日行われる。支払は、それぞれの国の銀行が振替ルーブル勘定にもっている資金の範囲内で行われる。

コメコン銀行加盟国間の外国貿易の決済方式は、以上の方式と並んで、事前引受現金取立方式、信用状方式および銀行送金という方式があり、協定参加国の銀行は、相互に調製された決済方式のいずれかを弾力的に採用することが出来るようになっている。

また、旅行や大使館員の維持費等、貿易外の支払に関する決済については、この支払のために各国の国民的通貨で開設された無利子の特別勘定によって、おこなわれる。この時の通貨の交換比率は、貿易における振替ルーブルに対する公定相場に、一定の割増ないし、割引が付された相場となっている。

以上の多角決済に関する措置はすべてコメコン銀行を通して行われるのであるが、ここでコメコン銀行についてみてみよう。

コメコン銀行の事業開始は1964年1月1日、所在地はモスクワ、設立資本金は3億振替ルーブル、加盟諸国の設立資本金への払込みの分担は、その相互貿易における輸出額を基礎として次のように定められている。

ソ 連 邦	116	百万ルーブル
東 ド イ ツ	55	〃
チェコスロバキア	45	〃
ポーランド	27	〃
ハンガリー	21	〃
ブルガリア	17	〃
ルーマニア	16	〃
モンゴル	3	〃

払い込みは、振替ルーブルによって行われるが、加盟国の希望によって自由交換通貨あるいは金によって行うことも出来る。またそれぞれの加盟国は、分担金の20%を払込むことになっている。

銀行の機能としては、

- ① 振替ルールによる多角決済の組織化とその実現
- ② 加盟諸国の貿易その他の取引についての信用供与、コメコン銀行の定款によると、この信用供与には次のようなものがある。
 - Ⓐ 輸入商品およびサービスの代金の決済書類（支払請求書、勘定との他）の支払のための決済信用。
 - Ⓑ 商品輸出の季節変動から生じる一時的支払超過（歴年を限度とする）の補填するための季節信用。
 - Ⓒ 貿易にかんする義務の履行上における一時的な資金需要および、商品取引の拡大と関連する一時的必要に対する信用、つまり商品取引拡大信用といわれるもの。
 - Ⓓ 各国の要請およびコメコン銀行会議の決議にもとづく他の目的での信用。

供与した信用に対しては、銀行総会で定められた利子が付される。決済信用と季節信用の一部には銀行総会の決定により利子は付されない。

なおこのことと関連して、コメコン銀行は、商品の相互供給についての義務の遂行を促進するために、また計画上および支払上の規律を強化するために、次の措置を採用することが出来る。すなわち、支払に関する義務を破った銀行に対する信用供与を制限したり中止したりすること。また、関係機関あるいは政府に支払義務を履行しないことについて報告すること、などである。

- ③ 振替ルールによる余裕資金の経常勘定への、また預金での受入れ
- ④ 加盟国および非加盟国からの金、自由交換通貨およびその他の通貨の経常勘定へのおよび預金での受入れと、その運用にかんする業務の実施。
- ⑤ 関係諸国の委頼によって、これらの諸国の拠出した資金源から、工業企業その他施設の共同建設、改造、運営にかんして融資および信用供与を行うこと。

⑥ 非加入国との振替ルールでの決済を実現することと。

コメコン銀行の管理機関は、総会と理事会である。銀行総会は最高の管理機関で、銀行の活動の一般的指導を行う。総会は加入国の銀行と他の国の銀行との間の事務関係や協力体制をつくるための銀行の活動方向をきめる。また銀行理事会の提案にもとづき、信用その他の計画、年度決算報告、収支表および利益配分を承認する。理事会の活動報告をきき決定を行う。また総会は、銀行の総裁、理事ならびに監査委員を選出する。

総会は加入国全部の代表者からなる。総会の議長は加入国の代表者が順番制でつとめる。議決は満場一致の原則により、各国は、資本金の分担額の大小に

かかわりなく1票の議決権をもつ。③ その他分担金の大きさは銀行業務に関して何らの追加的権利ないし特権をもたないことになっている。

銀行理事会は執行機関であって、銀行の活動の直接の指導を行う。理事会は総会に対して責任をもつ。理事会のメンバーは、総裁および加盟国から指名された理事であり任期は5年以内となっている。

銀行にはまた、3つの局がある。為替・経済局は、各国の経済状態、信用制度、国際経済機関、金融機関、銀行の活動、為替市場における通貨やその相場の状態、金の売買条件その他為替業務の条件その他の諸問題を研究する。またコメコン銀行と他銀行とのコルレス関係の発展にかんする諸問題も取扱はれる。

貸付・計画局は、貸付計画案の作成、貸付および返済、利子、ならびに振替ルーブルでの決済の形態や手続に関連する諸問題が検討される。

事務局は、決済・貸付け・その他の業務を行い、銀行の業務上の手数料を徴集し、銀行内の会計事務および文書事務を行い、統計業務を行う。

ソ連邦「エコノミチェスカヤ・ガゼータ」(1965年)によると、1964年のコメコン銀行の活動状況は、大要次の通りである。加入諸国間の支払高は229億振替ルーブル、また供与したクレジット額は15億振替ルーブルで、相互決済の約90%は自己資金でまかなわれ、他は信用供与によるものであった。また振替ルーブルによる諸業務とならんで自由交換通貨による諸業務も行ったが、その主なる形態は、米ドル、英ポンド、スイス・フランスその他若干の通貨による預金業務であった。コメコン銀行は、また、加盟諸国の銀行ばかりでなく、イギリス、フランス、イタリー、スイス、スウェーデン、西ドイツ等の若干の商業銀行とコルレス契約を結び、自由交換通貨での業務を行った。またコメコン銀行は、他の銀行と相互に自由交換通貨による当座勘定を開設した。

また『経済の諸問題』誌(1964年10月号)によると、1964年1月～6月の決済信用供与後の償却期間は平均17日で、短期信用供与の利子率は2%で、すべての加盟国の決済信用受領額の限界は商品取引総額の2.5%と決定された。

- ① Ф. Быстров, Организация международных расчетов социалистических стран, Вопросы эконкики, No. 2, 1960, стр. 116.
- ② Л. И. Скворцов (общая редакция), Денежное обращение и кредит СССР, 1965, стр. 424.
- ③ この点、国際通貨基金や世界銀行における拠出額に応じての投票権の問題とは異なる

っている。たとえばアメリカは国際通貨基金の24%をまた世界銀行の28%の投票権をもち、また米州開発銀行の42%の投票権をもっている。

Ⅱ 社会主義諸国間の信用関係

社会主義諸国間の信用関係は大まかにいつて2つの段階に分けることが出来る。第1の段階は終戦後の経済復興と国の社会主義的改造の時期であった。この時期における社会主義国間の経済関係の主たる形態は、外国貿易であり、しかもそれは通常、1年を期間とする短期的な貿易協定にもとづくものであった。したがって、ソ連邦が他の社会主義国（人民民主主義国）にあたえたクレジットも、短期的なものが多く、他の社会主義国がソ連邦の商品を輸入する場合の代金支払いに対して、与えられるとか、また資本主義国との貿易から生じた貿易収支の赤字を埋める補助として与えられたものである。第2段階においては、これらの社会主義諸国の工業化とともに、貿易も、3ないし5ヶ年を原則とする長期貿易協定にもとづくようになり、短期クレジットとともに長期クレジットも供与されるようになった。

ソ連邦を例にとると、第2次世界大戦後1962年のはじめまでに、ソ連邦は、他の社会主義諸国へ80億ルーブル以上のクレジットをあたえているが、クレジットは特惠条件で、利子率は原則として年2%であった。

現在ソ連邦と他の社会主義諸国とのクレジットにかんするすべての決済は、ソ連邦ヴェネシュトルグバンクにおける特別の勘定を通して行われる。この勘定は、クレジットの期間やその他の条件がまちまちなので個々の債務国に対して、個々のクレジットに応じて開設されるが、それは2つの勘定にわかれている。その1つはクレジットの決済にかんするものであり、他はクレジットの利子加算にかんするものである。クレジットおよび借款にかんする負債勘定の措置は、ソ連邦ヴェネシュトルグバンクと当該社会主義国の中央銀行との間の協定によってきめられる。

クレジットのために開設される勘定と、通常の商品取引の決済のために開設される勘定とは区別されているが、時々両者はむすびつく。というのは、たとえば、クレジットで輸出される商品と通常の商品とが同じ銘柄のものであるような場合に、商品取引にかんする清算勘定での負債が、クレジット勘定にうつされることがあるからである。

クレジットに関して次に問題になるのは、クレジットの期限、その利用方法

および利子支払方法についてである。クレジット期限は次の事情によって種々異なる。クレジットをうける国の経済状態、たとえば、クレジットがそれによって返済される商品の増大の将来の見透し。またクレジットの大きさ。一般にクレジットの額が多きければ、その継続期間もながく、したがってクレジット期限も長期となる。またクレジットの対象。たとえば、原料購入のためクレジット期限は、設備購入の場合のそれよりも一般に短くなる。

クレジット期限の全部期限と平均期限とは区別される。全部期限はクレジットの供与された日からそれが完全に返済される日までの期限である。全部期限はクレジットの適用期間と、適用後クレジットが返済されないいわゆる猶予期間と、クレジットの返済期間とから成る。

平均期限は、クレジットがはじめから全額供与され、そして完全に返済された時に、全部期限と一致する。このようなことは外貨でクレジットが供与される場合に生じる。

クレジットおよび利子は、債務国の輸出商品によって主として返済される。クレジットの返済の方法には3つの方法がある。つまり、一時的、均等的小および累進的方法である。第1の場合はクレジットは一時に、つまり一定期日に返済される。第2の場合は一定期間中均等額で返済される。第3の場合は、漸次増大する額が返済される。

ソ連邦と社会主義国のクレジット関係では3つの基本種類のクレジットが適用されている。

ソ連邦において購入された原料および食糧品支払のための短期クレジット。

ソ連が提供する工業設備および科学技術援助のための長期クレジット。

外貨クレジット、これは自由交換通貨あるいは金によって与えられるクレジットである。このクレジットの必要性は、社会主義国と資本主義国との決済ということとむすびついているが、最近はその意義を失いつつある。

Ⅲ 資本主義国との決済・信用関係

ソ連邦と資本主義諸国の決済関係はこれを2つにわけて考察することが出来る。1つは社会主義国の輸出入機関と資本主義国の業者との間の決済であり、他は社会主義国と資本主義国との国家間の最終的決済である。

(1) ソ連邦の輸出入機関と資本主義商社との決済関係

現在ソ連邦の輸出機関と資本主義商社の貿易契約における決済の主要形態

は、現金取立および信用状形式である。

現金取立形式は、次のようなものである。ソ連邦の貿易公団は、商品を荷送りすると、ヴェネシュトルグバンクを通して、相手国のコルレス銀行に船積書類（船荷証券、保険証券、送り状その他）を送る。コルレス銀行は、輸入業者に支払を求め、支払をうけた後、その船積書類を彼に渡す。これによって輸入業者は、ソ連邦から送られてきた輸入品を受けとることが出来る。輸入国の銀行が輸入業者からうけた輸入代金は、輸出国銀行のコルレス勘定に入れられる。清算協定が両国の間で結ばれている場合には、清算勘定に入れられる。そして最後に輸出者の勘定に輸出額が銀行によってうつされる。

決済の現金取立方式は輸入業者からうけとった商品の支払をおこなわないという可能性からソヴェトの輸出機関を守る。というのは輸入業者に取立銀行によって船積書類が渡されるのは、輸入業者がその代金を支払った後だからである。この点では現金取立方式は輸出者に有利であるが、次の点では、なお不充分である。その1つは、輸入業者が、船積書類を適時に受取らないことがありうるということである。つまり市場の景気変動その他を考慮して、船積書類を受取らない場合がありうる。この時には、ソ連邦の輸出機関は商品の逆送にあたり、より低い価格での輸出を余儀なくされる。また現金取立方式の不充分性は、輸出機関による商品の外国への発送と、その輸出代金の輸出者の勘定への受け入れがいちじるしく分離しているということである。そしてこの分離は、商品が輸出される国が遠いほど大きい。

このような事情から、ソヴェト輸出機関と資本主義国の商社との間の輸出にかんする決済のより普及している方式はその信用状方式である。この方式の内容は次の通りである。つまり締結された契約に応じて、外国の輸入業者は自己の銀行を通してソ連邦ヴェネシュトルグバンクあるいは自己の銀行に、ソヴェト輸出機関名宛の信用状を開設する。これでもって輸入業者に発送された商品の支払が行われるのである。

この方式によって、ソヴェトの輸出機関は、輸入業者が船積書類を買戻さないという事態にあわないですむわけである。またこの方式は、輸出機関が、すみやかに外貨を受けとることを保証する。というのは、輸入業者への決済書類の送付時間に依存することなく、輸出機関への輸出代金の支払が行われるからである。

資本主義国の商社間でのそれと同じように、信用状には、取消可能信用状と

取消不能信用状または確認信用状と無確認信用状とがある。資本主義諸国の商社とソヴェト輸出機関との貿易においては原則として取消不能信用状が用いられる。取消不能信用状は船積書類の支払についての責任を銀行が引受け、輸出者は完全に適時に輸出商品に対する支払をうけることを保証される。

信用状の有効期間は普通30日から90日である。時には輸出活動の信用状は輸入者の存在地に応じて外国銀行に開設される。

外国の商社によってソ連邦ヴェネツェトルグバンクに信用状で開設される場合には、輸出機関への支払は輸出商品の発送後直ちに行われる。外国の銀行において信用状が発行される場合には、船積書類がその銀行にとどいてから後に行われる。

現在、ソヴェト輸出機関への資本主義国商社による支払は原則としてソ連邦ヴェネツェトルグバンクによって開設される信用状が行われる。そしてソ連邦と資本主義国との貿易のすべての支払の半分はこの方式で行われる。

次にソヴェトの輸入機関と資本主義国の商社との決済については信用状が用いられるが、ソヴェトの輸入機関と外国の輸出業者の間の契約に応じて、ソ連邦ヴェネツェトルグバンクかあるいは外国の銀行において発行される。

ソヴェト輸入機関の依頼によって外国の銀行における信用状の開設は、保証の性格によって弁償のものと非弁償のものがある。前の場合には信用状の発行はヴェネツェトルグバンクの外貨資金の固定化とむすびついている。というのは、外国の銀行は信用状の開設について、それ相当の送金を要求するからである。後の場合は弁償の必要はないので外貨資金の利用について有利な条件をつくる事が出来る。しかしソ連邦ヴェネツェトルグバンクの義務遂行上の申し分ない正確性とその堅固な支払能力性が、最近年いちぢるしく弁償信用状の額を低めている。

施設あるいはソヴェトの機関がそれを受け入れて後、その建設が適当な場所で行われるような商品の輸入に際しては通常次のような条件で決済が行われる。すなわち輸出商品額の80~90%は、輸出国の商社から船積書類が送られてきた時に支払われる。そして残りの10~20%は、商品を受けとり、その品質を点検し、確定した後に支払われるという条件である。これによって輸出業者が輸出義務をおこたり、約束された品質の商品の提供を行わないことを防止する。

もしもソヴェトの輸入機関が輸入する設備の製造に長期間を要する場合には

——12ヶ月ないしそれ以上——、外国の供給者は前渡金があたえられることがある。つまり事実上クレジットがあたえられる。

さて、国際決済と為替業務を行うためにソ連邦のヴネシュトルグバンクは外国の貿易機関と恒常的コルレス関係をむすんでいる。周知のようにこの場合、コルレス勘定が開設される。これにはノストロ勘定（当方勘定）とロロ勘定（先方勘定）とがある。ノストロは銀行が自己のコルレス先にもっている勘定であり、ロロは銀行が自己のコルレス先のために開設している勘定である。つまりヴネシュトルグバンクにとっては外国のコルレス銀行に開設している勘定はノストロ勘定であり、外国のコルレス銀行名義で自行に開設している勘定はロロ勘定である。つまり当該銀行の貸借表においてノストロとして意味をもつ勘定はそのコルレス先の貸借表においてはロロ勘定である。

貿易外活動の勘定の中で非常に大きな割合を占めるのは海外旅行にかんする決済である。これと関連して最近年かなり普及しているのはポンド・スターリングでのソ連邦ゴスバンクの旅行小切手である。ソ連邦においてはゴスバンクの40以上の機関がこれらの小切手を売っており、また外国では14ヶ国の35以上の銀行が売っている。ポンド・スターリングでのソ連邦ゴスバンクの小切手を1962年には、いろいろな国の100以上の外国の銀行と3,000以上のそれらの支店が自由に支払った。旅行小切手の有効期限は6ヶ月である。

(2) ソ連邦と資本主義諸国との国家間決済

ソ連邦と資本主義諸国との国家間決済は交換通貨および非交換通貨で行われる。また交換通貨にかんしても、非居住者勘定、経常勘定についてのみ交換が許されている部分的交換通貨と、全面的自由交換通貨とが区別される。

非交換通貨での貿易契約を締結して、ソ連邦は、相手国内の経常的支払の決済のためにこの通貨での自己の債権を考慮する。ソ連邦と発達した資本主義の若干の国との決済は双務協定にもとづく清算勘定で行われる。

双務清算勘定の場合には、協定当事国は相互に政府間協定によって清算勘定を開設し、ソ連邦ヴネシュトルグバンクには協定国の、そしてヴネシュトルグバンクの勘定は、他国の中央銀行あるいは特別の清算機関（たとえばスウェーデン清算局）に開設される。

支払協定によって清算勘定においてお互にあたえる信用リミットがきめられるが、このリミットをこえて形成された債務を償却する方法は3種類ある。

その1つは、債務を他の通貨にかえる権利のない清算であって、負債の残は債務国の商品提供によって調整される。

第2は、債務を他の通貨にかえることが制限されている清算、この場合には、もしきめられた期限内に債務者が商品の提供によって清算勘定の負債残が清算されないならば、債権国は交換通貨あるいは金でその残を決済する権利があたえられる。

第3は、債務を他の通貨にかえる権利のある清算、この場合には、債権国は債務を好きな時期に交換通貨あるいは金によって償還する権利をもつ。

資本主義通貨の不安定性という条件下においては、重要な意義をもつのは金および通貨約款である。金約款の場合には、決済時の為替相場は、契約が締結された時における金含有量で固定さされる。通貨約款の場合には、原則として安定した国際的通貨で両国通貨の交換比率がきめられる。

ソ連邦と資本主義諸国との間の貿易が発展するとともに、ゴスバンクとヴェネジエトルグバンクのコールレス関係も拡大する。1957年の終りには、ゴスバンクは300の外国の銀行と為替業務を行っていたが、1961年1月1日には800以上の銀行とこれを行っている。現在ゴスバンクとヴェネジエトルグバンクのコールレス先は1000以上の銀行機関である。

(3) 資本主義諸国とのクレジット関係

ソ連邦が世界で最初の社会主義国としての第1歩を踏み出した頃には、ソヴェト・ロシアの経済的困難を利用して、資本主義諸国は、ツァーリの債務の承認と結びつけて、またツァー時代の外国所有財産の国有化に対する、その返還と賠償とを結びつけて、ソヴェトへ経済援助を申し入れた。このような援助は、1922年イギリスのイニシヤニブで召集されたジェノアおよびハーグ国際会議で提唱された。

これに対して、ソヴェト政府は、これを拒否し、反対にジェノア会議では、ソヴェトへの軍争干渉と経済封鎖による損害賠償を300億ルーブル要求した。このソヴェト政府の「経済援助」拒否に応じて、ジェノア会議参加国はソヴェト・ロシアに対して『クレジット封鎖』を行なった。

『クレジット封鎖』はしかし、完全に、ソヴェト・ロシアがクレジットを外国からうけることを阻止することは出来なかった。しかしそれにも拘らず、この措置は、ソヴェト・ロシアに一定の不利な条件を与えた。

経済封鎖によって、ソヴェト政府は商社の商業信用を利用せざるを得なかつ

た。これらは原則として短期間のものであり、3、6ないし12ヶ月のものであった。更に資本主義商社のもとでの輸入品の獲得は、非常に高い価格で行なわれた。

ソヴェトの輸出機関によって交付される手形にたいする保証を主要資本主義国の政府も自国のソヴェトへの輸出を促進するために引受はじめた。1926年から1934年までの外国クレジットをうける主要形態はこの国家的保証クレジットであった。

1931年には外国信用 特に 商社および国家保証クレジットの額は1931年には1400百万ルーブルに達した。しかしソ連邦のクレジット債務は、国民経済における基本投資と関聯する支出総額からみれば僅なもので、1926～31年で支出総額の3%であった。

ソ連邦の工業化による機械および設備の自給化は、商社信用および保障信用の利用をやめる可能性をあたえた。その結果1934年の終りには、商社信用および保証信用の利用をやめて、長期金融のクレジットを受けることを表明した。そのうち一連の資本主義国は《信用封鎖》の継続の不利を知り、これを中止した。そして、長期信用の供与をソ連邦に申しでた。すなわち、1936年にチェコスロバキアは期限5ケ年で250百万チェコスロバキア・クロンのクレジットを、またイギリスは期限5ケ年で1千万ポンドのクレジットを、またスウェーデンは1億スウェーデン・クロンのクレジットをソ連邦に供与した。

かくして、1936年から第2次世界大戦のはじめまでに、この金融クレジットが外国クレジットの主要な唯一の形態となった。

大戦後の信用形態は、ソ連邦の機関と資本主義国の輸出商社との間で供受される商社あるいは商業信用と呼ばれるものと、銀行乃至国家の間で供受される金融クレジットと呼ばれるものがある。

商社あるいは商業クレジットは輸出者によって振出され、輸入者によってアクセプトされる為替手形（振出手形）によって実現される。

金融クレジットは貨幣形態であたえられ、一層低廉であり、輸入者に輸出者の選択の可能性を保証するものである。

IV 後進諸国との決済信用関係

(1) 現在ソ連邦は、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ等の、旧植民地諸国、現在の民族国家の30以上の国と貿易協定をもっている。

決済は清算勘定方式、あるいは交換通貨決済方式で行なわれる。

たとえば、チュニス共和国とは、ソ連邦は1962年清算協定を結んだ。これに応じて、ソ連邦ヴネシュトルグバンクとチュニスの中央銀行は、お互にチュニス・ディナールで清算勘定を開設した。もしも勘定の差引残高が40万チュニス・ディナールをこえたならば、この差額を調整するための必要な措置が購じられることになっている。また当然のことながら現代1チュニス・ディナールは純金2,115,880グラムを含有しているが、この全含有量が変化した場合には相応する換算が行なわれる。

またソ連邦とラオス王国との支払協定は第3国通貨で締結された。この協定にもとづいて、ヴネシュトルグバンクとラオス国立銀行を通して、フランス・フランによって決済が行なわれることになった。勘定の一方において差額が形成され、それが300万フランをこえたならば6ヶ月以内に債務国は商品を提供してそれを支払はなければならないことになっている。

インドネシア、セイロン、セネガル、リビア、ニジェール、カメルーンその他の国とは交換通貨での決済が行なわれている。

(2) ソ連邦は、これらの国に経済援助の1形態としてクレジットをあたえている。クレジットの形態は、政府間協定にもとづく長期クレジットとソヴェト貿易公団が後進国の商社その他の機関に商品クレジットととしてあたえる短期クレジットがある。またソ連邦がこれらの国に供給する工業設備や材料や彼らにあたえる技術援助の支払のための特別の目的をもった金融クレジットがある。

これらのクレジットの年利子率は2~2.5%以下である。クレジットの償還は原則としてその国の伝統的輸出品の提供をもって行われる。

なお、アジア、アフリカ、ラテンアメリカとソ連邦その他の社会主義諸国との貿易、クレジット関係の最近の状況は大要次のようである。

1963年における社会主義国とアジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国との貿易取引総額は30億ルーブルをこえた。他方1955年におけるそれは12億ルーブルであった。したがって、1955~1963年に2.5倍伸びたことになる。ソ連邦がそのうちに占める額は、1963年が14億ルーブル、1955年が2億ルーブルであったからソ連邦の伸び率が特に高いことになる。

社会主義諸国が、これら後進諸国にあたえた長期クレジットは45億ルーブルであり、そのうちソ連邦が70%をしめている。これら援助の対象となった工業企業その他の建造物は約1500（うち600はソ連邦の援助）といわれる。①

- ① ここにあげた数字は Г. Прохоров, *Мировая система социализма и освободившиеся страны*, *Вопросы экономики*, No. 11, 1965. による

V 国際収支・国際貸借・為替計画

社会主義国の貿易、貿易外、クレジットその他から生じる対外決済は国際収支に反映される。

社会主義国の国際収支の特徴は、その計画的性格である。国際収支の計画性は先ず為替計画にあらわれる。為替計画は、予定される支払と受取を均衡させることである。為替計画は現行の為替相場で還算してルーブルで作成され、また貿易取引と貿易外取引と別々に作成される。また資本主義国と社会主義国で別々に計画される。また資本主義諸国に存在する為替制限とむすびについて、決済通貨の種類にしたがってその交換性によって組立てられる。

外国貿易活動に関する為替計画の作成は、輸出入計画が基盤となる。

為替計画の受取と支払の間に不均衡が発生した場合、必要な措置がとられる。つまり商品の追加的輸出による外貨受取の増加、外国からの商品購入の削減、国家が管理している外貨および全準備が利用される。

為替計画はその実行によって国際収支へと変っていく。つまり国際収支報告は、昨年における為替計画の遂行が反映されるのである。だから為替計画が予定された受取と支払であるのに対して、国際収支は既に遂行された受取と支払ということになる。

国際収支はルーブルで、すべての国を包括する、また社会主義グループと資本主義グループに分けられた、総括的形式で作成される。またこれと同時にそれぞれの国別に作成される。国際収支の受超あるいは払超は、ソ連邦の外貨準備の増減に反映される。国際収支の作成においては該当局、部局またゴスバンクやヴェネシトルグバンクの会計上および業務上の報告資料が利用される。

国際決済を計画する上で重要な役割を演じるのは、国際貸借である。これは、外国との債権債務の相互関係をあらわす。

国際収支と国際貸借とでは次の点で区別される。国際収支は実際に行なわれた支払の活動が反映されるのに対し国際貸借は、これらの債権・債務の支払期日が到来しているかどうかには依存することなく、一定日付の未払の債権・債務もまた含まれる。国際貸借において、債権が債務を超過している場合、この国は債権国としてあらわれ、反対に、債務が債権を超過している場合には債務国

ソ連邦の国際収支表

区分および項目	受 取	支 払	差額(+、-)
1. 貿易活動			
商品.....			
金.....			
銀その他貴金属.....			
計.....			
2. サービス			
運輸活動.....			
保険.....			
郵便・電信関係.....			
技術その他の援助.....			
貿易活動にかんする諸掛り...			
銀行業務.....			
その他.....			
計.....			
3. 国家的収入および支出			
代表部および代表団維持費...			
国際機関加入金.....			
在外企業収入.....			
クレジット利子.....			
その他.....			
計.....			
4. クレジットおよび資金			
信用供与.....			
信用受取.....			
資産の投資、購入 および販売.....			
前渡金.....			
計.....			
外貨準備高の変化.....			
計.....			

としてあらわれる。

ソ連邦の国際貸借はソ連邦財務省によって年のはじめと終りに、総合的様式で、すべての国を包括して、また社会主義グループと資本主義グループ別に作成され、またそれぞれの国別に作成される。

なお、ソ連邦の国際収支表は前表のようである。

ソ連邦の為替政策についてアイゼンベルグは次のようにいっている。

「ソ連邦の為替政策は次のような目的をもっている。

第 1 に、国際通貨関係と国際決済を計画的に組織することを保証すること。

第 2 に、ソヴェト政府の手許に、国に入手されるすべての外貨資金を集中すること。

第 3 に、国民経済計画の課題にみちびかれながら、最も合理的、かつ合目的に外貨資金を利用すること。

第 4 に、資本主義国が共産主義建設に対して、社会主義国に害を与えようとする試みを阻止すること①」

すべてこれらの措置は外国貿易独占とむすびつく為替独占という条件の下で行われる。

為替独占とは、社会主義国家が国内において、外貨、金その他外貨証券と関係するすべての業務を独占的、排他的に行う権利である②。

ソ連邦においては、為替独占は外国貿易の国有化が行なわれた1918年4月22日から事実上は行なわれはじめたが、法制的には1921年10月6日の人民委員会議の法令で制定された。これによれば、財務人民委員部に、金、白金、外貨の購入をを行なうことが委任され、他の機関、部局個人に対しては、このことは例外なしに禁止された。翌1922年4月4日からの人民委員会議の法令にもとずいて、上述の行為はゴスバンクに移された。1923年1月15日からの全国中央執行委員会および人民委員会の法令によって、外国通貨および外貨表示支払証書（手形、小切手その他）の取引は、商品取引所の資金部あるいはソヴェト金融局を通してすべての機関および個人に許された。しかしこの時でも、事実上、為替活動の管理は、完全にソヴェト国家の手に集中された。為替独占は、1937年1月7日ソ連邦中央執行委員会および人民委員会「外貨証券の取引および外貨の支払について」の決議にもとずいて法律的に強固にされた。ゴスバンクに対して、ソ連邦内においての外貨と外貨証券の取引を行う独占的権利が委任され、またゴスバンクの依頼とその管理によって、この活動は、外国貿易銀行に

よって行なわれた。ソ連邦財務省には、ソ連で採掘された金、白金、白金グループの金属を買占める権利が与えられた。

為替独占の対象は、①外国為替、外貨表示の支払証書（手形、小切手、為替その他）②貴金属（金、白金、白金グループ、金属の貨幣、铸塊および原料形態）③外国資本証券（株式、債券、利札付債券その他）である。

為替独占の目的は、国の金、為替資金を国家の管理下におき、それらを合理的に利用する条件をつくること。社会主義国家間の為替関係、国際経済関係の調整を可能にし、また資本主義国の為替危機の影響から社会主義国の為替制度（為替相場の制定その他）を防衛し、社会主義国の為替制度の自主性を保持することである。

① И. Аизенберг, Новый валютный курс рубля, 1961, стр. 13~14.

② И. Аизенберг, Основы устойчивости леег при социализме, Москва, 1964, стр. 97.

Ⅵ 社会主義社会における金の役割

周知のように現在、ソ連邦をはじめすべての社会主義国には、価値法則が存在している。したがってまた、これらの国の生産物は商品形態をとり、その価値は、貨幣商品によって表示される。現在この貨幣商品は、社会主義国においても金であるとされている。

この証拠として、クロンロード、およびアイゼンベルグという現代、ソ連邦における最も代表的な貨幣論学者たちは、次の事実をあげている。第1に、社会主義国は通常社会主義社会における価格制度を樹立する際に、それ以前において歴史的に積重ねられてきた価格をうけつぎ利用したということ。そしてこの場合この価格は金で表示された商品の価値であった。たとえば、ソ連邦において、1922年～1924年の固定された価格制度は、1913年ロシアに存在していた革命前の価格——金を価値尺度とする——にもとづいて樹立されたものである。

第2に、社会主義国の貨幣単位は、法律によって定められた一定量の金含有量をもっている。

第3に、金は貨幣商品として生産されかつ集積され、ソヴェトの貨幣の固定性の保証の一要素として、基本的な保証つまり商品による保証とならんで役立っていること。（ソ連邦の現行の法律は銀行券の発券高の一定率を金で保証す

るよう規定している) 紙幣の流通量は原則として真の貨幣つまり金において国民経済が現実に要求するものに限られている。

第 4 に、金はルーブルの対外相場規定の基礎となり、同時に国際的な決済手段、購買手段としての役割を果している。(国際収支の収支尻の決済用として役立つ)

以上、4つの証拠は、クロンロードおよびアイゼンベルグがそれぞれあげているものを、整理し、まとめたものであるが①、第 3 の証拠を除いては、すべて、事実としてみとめられるものである。(もっとも証拠となるということではないこれについては後述する。) ただ第 3 については、一体どの程度、現実的意味をもっているか、なお疑問が残る。少くとも、現在、金はソ連邦においては、流通もせず、兌換されておらないからである。もっとも、資本主義国においても、国内においては、金は兌換もされず、流通もしておらず、この点では、ソ連邦その他の社会主義国と同じであるが、資本主義国では、かなりの国が、金の自由な国内取引を認めており、また輸入更には輸出の自由をみとめている国もある。それに資本主義諸国では国内価格と国際価格とが直結している。しかし社会主義国ではそうではない。社会主義国では、貿易の国家独占とならんで、為替の国家独占があり、金の国内での自由取引はみとめられておらず、また金の輸出にかんしては、これも、自由に個々の機関や公団が行なえる、というわけにはいかなくなっている。また、国内価格と国際価格との直接的関連は、社会主義国の場合、切断されている。これについて、フレイは次のようにいっている。

「輸出に関しても、輸入に関しても(ソ連邦の) 外国貿易機関は、他の国内の諸機関と国内価格で決済する。それ故に、世界価格の構造や、景気状態の変化は、計画的に形成されるソ連邦の国内価格に反映することは出来ないし、また社会主義経済の発展に影響することも出来ない②」

このように、ソ連邦や他の社会主義国と、資本主義国とでは、同じく、国内において金の兌換は行なわれず、金が流通しないといっても、その内容に相違があることを認めないわけにはいかないであろう。ではこの相違から、両者における金の国内におけるその役割の相違をどのようにみるべきであろうか。

現在、金の貨幣的役割が、国際的機能から純粹に独立して、国内的機能を果していると考えすることは、資本主義国において不可能である。厳密に言えば、金の貨幣的役割は国際的なものである。金の価値尺度機能について言えば、金

がはかっているのはすべて国際価値である。よりくわしくいえば国際的個別価値と国際的市場価値である③。つまり国際的個別価格と国際的市場価格である。そして通常この国際的個別価格を国内価格と呼び、国際的市場価格を国際価格と呼んでいるのである。資本主義国では、国際的市場価格が国内においても影響しており、国際的個別価格と国際的市場価格がかなりの程度混合しているので、金の価値尺度機能の国際個別価値に対するものと、国際市場価値に対するものとがむすびついており、その区劃が必しも明確ではない。つまりいわゆる「国内的」機能と国際的機能とがむすびつき、両者の区別が必しも明確ではない。それ故に資本主義国では、金は個々の企業なり個人にとって、絶対的富の対象として、国内において蓄積の衝動を生むのである。しかし、この場合でも、厳密には金は、国際的購買手段、国際的決済手段として意味があるのであり、そういうものとして蓄積されるのであって、国内における貨幣としてではない。国内的には、1つの金商品としてのみ意味をもつに過ぎないのである。が、いずれにしても資本主義国の場合は、国際的機能が直接国内に侵入してきており、国内においても、恰も、直接金が貨幣的役割をそれ自身で、独立して果しているようにみえるのである。したがって資本主義国の場合でも、金の貨幣的役割は、厳密に言えば、国際的個別価値および市場価値をはかるといふ価値尺度機能と、国際決済および購買手段、国際的蓄積手段ということになり、いずれも国際的なものということになる。

社会主義国の場合には、これに国内価値の尺度というのが加わると事実上これまでソ連の学者などによってみなされている。というのは、社会主義国の場合は、国際価格（国際市場価格）によって国内価格（国際個別価格）が影響を受けないからである。そこでこの見解によると結局社会主義国の場合は、金の国内価値による、諸商品の国内価値の尺度と、金の国際的市場価値による、諸商品の国際的個別価値と国際的市場価値の尺度という3つの価値尺度機能が存在することになる。つまり価格でいえば国内価格と国際的個別価格と国際的市場価格ということになる。ところで資本主義諸国では、金の価値は国際的に単一になる傾向があり、この単一価値で、国内価値も国際的個別価値も国際的市場価値もはかっているから、国内価格と国際的個別価格は全く同じになり、両者の背離を考える必要は全くないということになる。しかし、社会主義国では、金の国内価値は、その国際価値と区別されるから、もし、金をして国内価値の価値尺度機能たらしめようとする、国内価格と国際的個別価格のあいだ

にギャップが生じる。

このギャップにソ連邦の経済学者たちは、すぐ後にみるように気がつかないために、いろいろな混乱が生じている。このギャップをなくすためには、実は、金をして実質的にただ国際的価値尺度、国際的決済手段としてのみの機能に限定する。つまり、資本主義諸国で現在行なわれている機能に限定すればよい。この場合、社会主義国と資本主義諸国との相違は、前者においては国際的個別価格と国際的市場価格の間にはっきりした区別があり、両者が混合せず、つまり、国際的市場価格が国内に侵入しないように出来ているということである。この場合には、国内価格と国際的個別価格とは完全に同一になり、金は国内的には全く他の諸商品と同一の資格になる。あるいはただ形式的な貨幣商品となるにすぎない。そしてこのことは完全に可能である。なぜなら、金は社会主義国内においては、流通もせず、兌換もされず、また、個々人や企業の蓄積の対象ともなっていないからである。

なおアイゼンベルグらの第1の証拠は事実であろうが、これは、事実であっても証拠にはならない。また第3については問題はないであろう。何故なら、金が、ルーブルの対外相場、就中、対米相場の基礎として、また国際決済手段として、価値移転手段として利用され、国際通貨獲得のために、ロンドン等の西欧市場で売却されていることは周知の通りだからである。つまり金の世界貨幣の機能は、社会主義国においてもあてはまるということが出来る。ただ社会主義国同志の場合、つまり社会主義世界市場においては金での決済は不用になっているが、社会主義世界市場が、資本主義世界市場から孤立しておらず、一定の結びつき——たとえば、社会主義世界市場の価格は現在資本主義世界市場の価格を基盤としているし、またソ連邦や東欧諸国は相互の為替レートを、それぞれの通貨の金含有量の比率と一致させている——からして、少なくとも国際的価値尺度機能を果していることは明らかであろう。

最後に第2の金含有量についてであるが、これは、アイゼンベルグらによると、国内的にも意味をもたそうとしているようであるが、実際には、ただ対外的にのみ意味があるものである。以下この問題について少しみてみよう。

現代、社会主義社会——いまソ連邦を例にとってみよう——では、価格とルーブルの金含有量との関係は次のようである。金の生産性にいかなる変化が生じようともこれによって国内の商品価格、計画価格水準は変わらない。この点、資本主義国でもある範囲では同じである。資本主義国でも、ある国の金の生産

性がかわっても国内価格は直ちには変化しない。なぜなら、金は、国際的な市場価値によってきまっておき、それによってその国の商品の価値がはかられているのであって、その国の金の生産性によってきまらないからである④。しかし、その国がかなりの産金国であるような場合には、金の世界市場における価値に変更をもたらすことによって、間接的に、その国の価格変化をもたらすであろう。しかし、社会主義国の場合は、金のいかなる価値変化——国際的であろうと国内的であろうと——も計画価格の変更を惹起しない。計画価格の変化は政治的その他の考慮を別とすれば主として商品の生産性の変化によるのである⑤。そこで、もし商品価値に応じてのみ計画価格を変化させ、同時に金価値にも変化が生じた場合には、金と他の諸商品との相対価値と価格の間に背離が生じる。数例をあげて説明してみよう。社会的総生産物に対象化されている社会的必要労働時間が2兆労働時間で、金1グラム=1ルーブルに対象化しているそれが1時間だとすれば、社会的総生産物の価格は2兆金グラム=2兆ルーブルである。しかるに、いまこの国の労働生産性が全体として増大し、諸商品および産金業の労働時間が10%低下したとしよう。社会的総生産物の価値は1.8兆労働時間であり、金1グラム=1ルーブルのそれは0.9労働時間である。したがって社会的総生産物の価格は、依然として不変で、2兆金グラム=2兆ルーブル(1.8兆÷0.9)である、が、この場合、社会主義国においては、ただ商品の生産性の変化のみを考慮して価格を変更させる結果、10%の価値低下は10%の計画価格水準の低下として現われる。つまり、社会的総生産物の価格は1.8兆ルーブルとなる。しかるに流通には2兆金グラムがあらわれるから、いまや1ルーブルは、事実上金1グラムでなく金1.11グラムを含むことになる。

しかし、実際には、金の生産性の変化は、他の諸商品特に工業品のそれほど大きくはないと思われるが、ソ連邦では、水利採鉱増大、また1959年には、電力浚渫機の使用によりコストが引下げられると発表されている。

が、いずれにしても、アイゼンベルグらの説明によると、ソ連邦において、全般的な価格水準とルーブルの金含有量との間の計画的均衡化、つまりルーブルの金含有量の計画的変更は、このように、全般的価格水準が、金と諸商品との相対的価値比率から背離し、この背離が多かれ少かれ固定的性格を帯びた時である⑥。ソ連邦においてこのような金の価格基準=ルーブルの金含有量の変更は、比較的稀な事実であって、1922~24年の通貨改革の後、40年をへて、法

的に公式の金価格基準を変更したのは1950年と1961年の僅か2回であった。

しかし、アイゼンベルグの考え方は誤っている。ルーブルの金含有量の変更は、価格水準の変化、つまりルーブルの購買力の変化によるのであって、金価値と商品価値との相対価値関係と、ルーブルの金含有量の背離からではない。金の生産性がどのように変わろうと、ルーブルの金含有量の変更には関係がない。このことは、前の数字例で、金の生産性が10%低下したかしないかにかかわらず、商品の価格水準が下り、ルーブルの購買力が増大すれば、他の事情にして変化がない限り、つまり、他国、特にドル相場に変化がない限り、ルーブルの金含有量を引上げざるを得なくなるであろうということから明らかであろう。この点、コンニイクが、ルーブルの金含有量の引上げはルーブルの購買力と国際通貨の購買力との比較を通して、国際通貨の金含有量との対比においてルーブルの金含有量を定めるべきであり、また、事実1961年1月の改定は、このような観点から行われたものであると、いっているのは正しい。もっとも、彼にも、アイゼンベルグらの考えつまり、金価値の変化、金と諸商品との相対価値の変化が、金含有量の変更とむすびつくという考えから完全には解放されていないが⑦。

金は現代ではもはや、それぞれの国の価値から独立した各国等しい国際的価値でもって通用しているのである。つまり、金の一定量は、それぞれの国の国民的労働の国際的評価を行うに役立っているのである。つまり金の一定量に代表される労働量は、各国の労働生産力に大体反比例するということが、いいかえれば、生産力のすぐれた国においては金に代表される労働量は、生産力のおくれた国のそれにくらべてより小量であるということである。もっと具体的にいえば、同一単位量の金が購入しうる諸商品の国際的同等性というように現象するのである。したがって、それぞれの国の金の生産性変化＝国内価値変化は、金の含有量に直接には関係しない。たとえば、たとえ、先進国の金生産性が、後進国のそれにくらべて絶対的に劣っていても、依然として、先進国が金の一定量によって代表するその国の労働量は、後進国が金の同一量によって代表するその国の労働量より小なのである。

だから、金の生産性に関係なく、ただ、ソ連邦の物価水準＝ルーブルの購買力と、他国、就中、アメリカ合衆国の物価水準＝ドルの購買力、その金含有量を考慮してのみ、ルーブルの金含有量をきめればよいのである⑧。この場合、ソ連邦内部において、ルーブルにおける金の公式の含有量と、事実上の含有量

とが背離することはありうる。そしてこの背離は、ある場合には、産金業が不利な産業としてあらわれ、ある場合には反対に有利な産業としてあらわれるであろう。しかしこのようなことは止むをえないことである。金の含有量は、国際的観点からきめるべきであり、またそうしてのみ、意味のあることである。たとえ、金と諸商品の相対価値と金の『価格』（＝ルーブルの金含有量）との間の背離が生じても、国内価格的には何ら障害はないのであって、ただ産金業にのみ、一定の影響が生じるにすぎない。（これが不都合ならば国内向と対外向の二重の金含有量あるいは金「価格」を設定すべきである。）もし、金と諸商品の相対価値と金の『価格』（＝ルーブルの金含有量）の間に背離が生じたという理由だけで、公式にルーブルの金含有量をかえ、金の『価格』をきめるならば、その産金業はその国の産業として相応の条件を与えられるかも知れないが、国際的観点からすれば、正しくなく、この金含有量にもとづいて定められたルーブルの対外相場は過高であったり、過低であったりするであろう。

なお、次のようなことも考えられるかも知れない。もしソ連邦の金生産性の変化が国際的に金の価値に影響をおよぼすほどに大きなものであり、これによって、金の国際相場にかなりの変化をおよぼし、場合によっては、主要国がその通貨による金『価格』つまりそれらの国の通貨の金含有量を変化させなければならないということ、そしてこれに応じて、あるいはルーブルの金含有量をも変更する必要が生じるということ。しかしこの場合でも、アイゼンベルグらの考えるように、金生産性変化→金価値と物価水準の背離→金含有量変化という道すじでないことは明らかである。しかしいまのべたことは、理論的にも、実際的にも、めったに生じえないであろう。何故なら、第1に、ソ連邦の金生産性のいちじるしい変化が金の国際価値に著しい変化を生むことがそれほどありそうもないことだからであり、第2に、たとえこういうことがあったとしても、国際的に強固な独占価格が支配しており、国際市場で、競争価格が殆ど存在していないという状態を仮定するのでなければ、他の諸商品の物価に変更がもたらされるだけであって、ドルやポンドの金『価格』に変更がもたらされることはないからである。このことは金が世界貨幣であり、したがって本来金には普通の意味の価格が存在しないということから考えて明らかである。

これと関連して、ソ連邦のような産金国においては、金は単に、国際収支の均衡手段として、つまり、世界貨幣として利用されるのみでなく、単なる輸出

商品としてもその役割を果すということである。この場合でも、金の世界市場における『価格』で取引されることになり、国内的な生産条件に価値的には関係しない。関係するのは、国際的にみて、(比較生産費原理の観点からみて)、有利な生産条件であれば、それだけ、金の輸出によって得られる収益はそれだけ大きいし、反対の場合は、反対であろう。

① Я. Кронрод, Деньги, их необходимость и сущность при социализме, Деньги и кредит, No. 2, 1959, стр. 45.

И. П. Айзенберг, Основы устойчивости денег при социализме, Москва, 1964, стр. 85.

② Л. И. Фрей, Международные расчеты и финансирование внешней торговли социалистических стран, Москва, 1960, стр. 81.

③ ここでいう国際的個別価値とは、国際的に共通化されたいわゆる「世界的労働の平均単位」に還元された労働の対象化した価値である。したがってこの価値は本来の価値法則の観点からすれば、社会的価値あるいは市場価値に相当するものである。ただ「世界的労働」の特殊性から、この価値が国内の場合とちがって、複数であらわれるので「個別」という表現をつかったのである。したがって、正確に言えば、個別的な市場価値といわれるべきものである。この価値が価格で表示されたものが、各国の個別的な国際価格であり、通常「国内価格」と呼ばれているものである。ところで、この国際的個別価格は、実際に取引される場合には、単一の価格で、単一の国際市場価格で取引される。この単一の価格に相応する価値を国際的市場価値と通常呼んでいる。このような国際間の市場価値と個別価値(個別的市場価値)との関係は、形式的には、本来の価値法則における市場価値と個別価値との関係に似ているが、これは現象上のことであって、本質的には相違するものである。何故なら第1に、前の場合には、市場価値も個別価値もともに生産条件の状態を考慮に入れた、社会的価値に相当するものであり、したがって質的に同じものであり、ただ相違するところは、その大いさが単一であるか複数であるかというにすぎない。しかし後の場合は、市場価値と個別価値とは、生産条件を考慮に入れる入れないということと結びついて、両者は単にその大いさが1つであるか複数であるかというだけでなく質的に違うからである。

第2に、したがって、価値の基礎となる簡単労働の平均化したものと市場価値とが前の場合は一致しない。勿論後の場合は一致する。

第3に、後の場合は、市場価値が価格の中心的、牽引的存在であるが、前の場合はむしろ、個別的価値が牽引的存在となる。但し、金の場合は異なるか。

④ この点、資本主義では一国の金価値の変化がその国の商品価格に直接影響をおよぼすとソ連邦の経済学者のあるものは考えているが、これはいまのべたように正しくな

い。たとえば、И. Аизенберг, К вопросу о содержании денег при социализме, Дениги и кредит, No. 2, 1963, стр. 15. および И. Аизенберг, Основа устойчивости денег при социализме, Москва, 1964, стр. 87~92.

- ⑤ И. Аизенберг, Вопросы валютного курса рубля, Госфиниздат, 1958, 牧野純夫訳, 178頁
- ⑥ И. Аизенберг, Основа ..., стр. 90.
- ⑦ И. И. Конник, Деньги в социалистическом обществе, 1962, стр. 33~39.
- ⑧ アイゼンベルグによると、資本主義と社会主義の通貨の購買力の変化には次の点で基本的に異なっているという。

すなわち、資本主義においては、金価値変化および商品価値変化の相対関係による商品価格の変化が、事実上の金含有量に変化をもたらし、これが貨幣の購買力をきめる。すなわち「貨幣の購買力とその金含有量との間の相互関係において規定的要素は後者である」(И. Аизенберг, Основы ..., стр. 91)

これに対して、社会主義では、計画価格水準の変化が貨幣の購買力を変化させ、これが貨幣の金含有量を変化させる。すなわちいう

「貨幣の購買力とその金含有量との間の相互関係における規定的要素は前者である」(там же, стр. 91.)

しかし、資本主義でも、その国の金価値の変化が、ただちにその国の物価水準に影響しないということは、前にみたとおりのことである。資本主義でも、主として、商品の価値変化による価格変化が、貨幣の購買力をきめるのである。この点社会主義と同じである。社会主義の場合は、ただこれが、意識的計画的に行われるだけのことである。資本主義と社会主義の相違は、金含有量が、購買力をきめるのか、あるいは反対に、購買力が金含有量をきめるのかということではない。これについては、基本的にかわりはない。相違するところは、資本主義の場合は、国内価格と国際価格が結びついているので、金含有量、金の『価格』が、国内と国際間とで、量的に背離するということが無い(少い)ということのみである。

Ⅶ ルーブルと為替相場

前にみたように、ルーブルの金含有量は、元来、ソ連邦における金の生産性に関係するのではなく、ソ連邦の物価水準に、つまりルーブルの購買力に依存すべきである。この場合2つのことが問題になる。第1に、ルーブルの購買力をいかにしてはかるべきかということ、第2に、現在のルーブルの金含有量が正当なものであるかどうかということである。

第1の問題は、具体的には、ルーブルの金含有量が、国際的比較にその意味

のある限り、他国の通貨の購買力との比較を何を基準に行うべきかという、古くて同時に新しい問題に帰着するわけである。これについてアイゼンベルグとコンニイクの見解を紹介しよう。アイゼンベルグによると、ルーブルの対外相場を規定する上に、ソ連邦および資本主義諸国の卸売価格の一般水準を基礎とすることは正しくない。計画的なソヴェトの価格のなかには、国民所得の再分配その他の複雑な問題が含まれており、ソ連邦と資本主義諸国の卸売価格は、まったくことなつた基礎の上に形成されているからである。また、小売物価水準を基礎とすることも誤りであろう。資本主義諸国の小売価格水準の間には、つねに相当のひらきがある。さらに、独占価格は独占資本に高い利潤を保証し、価値から大きくはなれている。一方、小生産者たる農民、家内工業者は、自分の商品を価値よりかなり低い価格で独占資本に売り渡さねばならない。そこで計画的にルーブルの対外相場を設定する場合には、同時に2つの要因を考慮する必要がある。(a) ソ連邦における計画価格の水準と輸出入商品にたいする主要資本主義諸国における価格水準との比率、(b) ソ連邦における小売価格と資本主義諸国における消費財価格との比率①。アイゼンベルグは後の著書では次のようにいっている。(a) ソ連邦の輸出入品に対するソ連邦の国内価格水準と、主要資本主義国の商品市場での世界価格の間の比較、(b) 外国人の需要となる消費財とサービスのソ連邦と資本主義国における小売価格の間の比較、(c) 比較通貨の全国民的生産物にそつての購買力の比較である②。

これに対してコンニイクは、ルーブルの対外相場をきめるためには、輸出入品だけでなく、また外国人の需要の対象となる消費財のみでなく、生産された生産財および消費財のすべてを含む社会的総生産物にそつて比較が行われなければならない、といっている。つまり、アイゼンベルグのいう(c)のみを行えばよいといっている。ただコンニイクは、具体的には2国——たとえばソ連邦とアメリカ合衆国——の国民的生産物の構造が違うが故に、はじめは、アメリカの国民的生産物の構造にそつて両国の購買力の比較をおこない、次いでソ連邦の国民的生産物の構造にそつてこれをおこなう、といったような操作を行うべきだといっている。またサービスに対する賃率も、両国のサービスの構造にもとづいて比較し、この結果を修正要素として上の操作に加えなければならない、としている③。

わたしは現在、ソヴェトその他の社会主義諸国の国内価格が、その価値からかなり背離していると考えられる状況の中で特に消費財と生産財とで価値から

の背離率がかなり相異しているという状況の中でまた、国際価格と国内価格との間で大きな断層があるという条件の中では、コンニクの考えは一応理論的背景としてこれを参考とすべきも、実践的には次のようにするのが適当と考える。つまり、主として貿易品となる、あるいはその可能性のある貿易関係品の価格を比較したいいわゆる公定為替レートと、主として消費財およびサービスの価格を比較したいいわゆる非商業レートないし旅行者レートと呼ばれる為替レートの、2つの種類の為替レートを設定するのが現実的であろう。

が、いずれにしても、他国に比して一般に物価水準が高くなれば高くなるほど、つまり、貨幣の購買力が低くなればなるほど、その国の金含有量も低くなればならないであろう。このことはソヴェートルーブルにおいても変わりはない。そこで、ルーブルの金含有量が正当なものかどうかをみるために、ソ連邦の物価水準、ルーブルの金含有量と、アメリカその他主要国の物価水準とその通貨の金含有量とを比較してみよう。

	購 買 力		金含有量 (純金グラム)		
	1955年	1961年	1913年	1955年	1961年
ソヴェト・ルーブル	98 (100)	100 ※ (100)	0.7742	0.22168	0.987412
アメリカ・ドル	100 (100)	93 (90)	1.504632	0.888671	0.888671
イギリス・ポンド・スターリング	100 (100)	102 (85)	7.32238	2.488280	2.48828
フランス・フラン(新)	100 (100)	74 (73)	0.29030	0.002539	

備考 購買力については()内は消費財物価指数他は卸売物価指数から算定、但しソヴェト・ルーブルは()内は国家小売価格指数他は工業卸売価格指数より算定 ※は1962年
出所、U. N. Statistical Yearbook および、ソ連邦国民国民経済統計より。

この表でみると購買力が増大しているのは、ルーブルだけである。ポンド・スターリングは卸売物価からみた購買力は増大しているが、消費財物価からみた購買力は下落している。それにしてもルーブルの金含有量だけが著しく増大しているように見える。つまり従来の0.22168グラムからその約4.4倍の0.987412グラムへの大巾の増大である。しかしこれは単に現象上のことであっ

て、実際にはこの時国内において10分の1のデノミネーションが行われ、従来の10ルーブルが新しい1ルーブルにされたから、実際には、0.0987412グラムへと切下げられたのと同じことになる。つまり、従来の0.22168グラムから、その44.5%へと切下げられたことになる。かくして、ルーブルの購買力は増大したのに、ルーブルの金含有量は切下げられたという、資本主義国ではあまり考えられない事態が生じたことになる。このことは、しかし、従来のルーブルの金含有量が高すぎた、つまり金のルーブル「価格」が低すぎたことによる。このことは一部はソ連邦では、金は生産手段部門として、その価値以下の「価格」水準できめられる④。というこれまでの慣習に影響をうけていたものと思われるし、また一部は、ルーブルの国際的權威に関係したものと思われるし、また最後にこれまでの旅行者レートとの関係によるものと思われる。従来、つまり1961年のルーブル相場の本一化までは、対資本主義国通貨との相場は、公定相場と旅行者レートの二本だてになっていた。公定相場は金含有量は0.22168グラムであるが、旅行者レートは事実上0.088671グラム（1ドル=10ルーブル）であった。したがって、1961年以後、金含有量を0.098412グラムにして、旅行者レートを廃止したことは（但し対資本主義国通貨のみ）、旅行者レートに関するかぎりには、従来より金含有量を10%切上げたことになる。したがって、新金含有量は、公定相場で55%の切下げ、旅行者相場で10%の切上げということになったわけである。

長期の歴史的背景については、資料不足から、これを判断することは出来ないが、最近10年位にかんする限りは、公定相場にかんする限り、ルーブルの金含有量について相対的には、そう誤りはないように思われる。コンニクが指摘しているように、61年の改定は、資本主義諸国、就中アメリカ・ドルの購買力と、その金含有量を参考にして樹立されたものであろう。しかし、だからといって、ソヴェト・ルーブルの為替相場が完全に正しいと見ることは冒険であろう。現在、資本主義国の消費財価格と生産財卸売価格との間にかかなりの差額があり、またソ連邦においても、消費財価格と生産財価格との間に価値との関係において、ギャップがある限り、むしろ、公定レートと旅行者レートの二本立相場をとることの方が、現実的であり、また正しくもあろう。

最後に、国際収支と為替相場、外貨準備と国内貨幣流通の関係についてみてみよう。

「社会主義の条件においては、国際収支と為替相場の間に相互関係は存在し

ない。外国貿易の国家独占および国家による計画的な貨幣金含有量の制定——堅固な固定的な為替相場の制定——という条件下では、このようなことは存在しえない。社会主義国家は直接的に計画的に国際収支、国際貸借を調節する。社会主義のもとでは、それ故に、国際収支の状態は為替相場に影響することは出来ない⑤。」

「社会主義国家の為替相場は、外国貿易独占および計画経済によって国家収支の状態にも国内価格にも依存しない⑥」

ここに引用したのは、ソ連邦の経済学者の言であるが、これで見ると、ソ連邦経済学者によれば、ソ連邦においては、為替相場の如何は、国際収支に影響を及ぼさないことになっている。たしかにソ連邦においては、為替相場は計画的にきめられ、国際収支も、為替相場がどうであろうと、一定の為替計画にもとづいて、実現され、したがって為替相場によって国際収支の状況は直接には影響をうけない。しかし、為替相場が過高だったり過低であったりすれば、国際収支の均衡を保つため、本来ならば輸出すべきでないものの輸出を余儀なくされたり、反対に本来ならば輸入すべきもの——輸入した方が有利であるもの——を輸入しなかつたりするようになるであろう。

国際収支が受超である場合には、外貨資金が増大し、このことは、外国から商品をいつでも購入出来るという貨幣の商品保証が増大するものとして歓迎され、反対に国際収支の払超は、外貨資金の減少により、商品保証が減少するものとして望ましくないものと考えられている⑦。

また国際収支の情況は、貨幣流通と特殊の関係にあると考えられている。つまり、資本主義国においては、輸出増大→外貨増大→通貨の国内流通増大、輸入増大→外貨減少→通貨の国内流通減少という経路を通るが、社会主義国では、輸出入機関と国立銀行との独特の関係によって、輸出増大→外貨増大、輸入増大→外貨減少は、直接にはルーブルの流通における増減をもたらさない。たとえば、輸出機関は、自分が輸出することによって得た外貨を Gosbank に手渡すことによって、Gosbank に対する債務を弁済するから、このことは直接にはルーブルの動きには関係せず、ただクレジット計画の状態に反映するだけである。また同様に、Gosbank が輸入機関に外貨で貸付を行う場合には紙幣発行には直接反映されない。

もっとも、貿易外取引において、実際にルーブルが消費財購入に対して使用されるような場合には、外貨の増減と、ルーブルの発行の増減とが結びつく。

たとえば、個人が外国に出張する場合には、外貨が減少し、ルーブルが流通から引上げられ、反対に、外国人が、ソ連邦にくる場合には外貨が増大し、ルーブル貨が流通に入りこむ。

以上、外貨の増減が直接、ルーブルの流通量の増減に反映されるにせよあるいは反映されないにせよ、国際収支の状況がソ連邦ゴスバンクの紙幣発行計画において、考慮されなければならないことは事実である。

- ① И. Аизенберг, Вопросы валютного курса рубля, 牧野訳 181頁~183頁
- ② И. Аизенберг, Валютная система СССР, 1962, стр. 93.
- ③ И. И. Конник, Проблема валютного курса рубля, Экономические науки, No. 1, 1963, стр. 62.
- ④ И. И. Конник, Деньги в социалистическом обществе, 1962, стр. 37.
- ⑤ И. Аизенберг, Основы ..., стр. 102.
- ⑥ Л. И. Фрей, Мещдународные расчеты и финансирование внешней торговли социалистических стран, Москва, 1960, стр. 108.
- ⑦ И. Аизенберг, Основы ..., стр. 102.